

令和4年第2回遠軽地区広域組合議会（臨時会）会議録

1 期 日 令和4年5月20日（金曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 5 議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 6 議案第3号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 7 議案第4号 遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について
日程第 8 議案第5号 財産の取得について
日程第 9 議案第6号 財産の取得について

出席議員（12名）

1 番	渡 辺 清 夏 君	2 番	小 形 秀 和 君
3 番	渡 部 正 騎 君	4 番	山 本 悟 君
5 番	高 田 映 二 君	6 番	高 橋 紀 久 君
7 番	秋 元 直 樹 君	8 番	山 本 栄 子 君
9 番	黒 坂 貴 行 君	10 番	村 田 一 志 君
11 番	佐 藤 昭 男 君	12 番	杉 本 信 一 君

列席者

管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	事 務 局 長	門 脇 和 仁 君
次 長	兼 田 信 広 君	消 防 署 長	会 田 政 敏 君

総務課長 宗村政彦君 消防課長 菊地貴博君
予防課長 林史久君 衛生施設課長 田宮克彦君
出納課長 遠藤新一君 総務課主幹 兼田篤君

事務局出席者

事務局 中村正憲君 事務局 安念亮太君
事務局 西川広大君

10時00分 開会

○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和4年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をします。

○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は9までとなっております。

なお、工事、物品等の発注状況及び遠軽地区広域組合例規集を配付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君）

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本日の会議録署名議員には会議規則第84条の規定により、9番黒坂議員、10番村田議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

令和4年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私とも御多忙の中、御参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

初めに、令和4年第1回遠軽地区広域組合議会定例会以降における行政について御報告いたします。

職員の採用状況であります。4月1日付けで消防吏員に高卒1名を採用したところであり、5月17日より北海道消防学校において約3か月間の初任教育が開始されているところであります。

衛生関係の一般廃棄物最終処分場建設事業については、実施設計業務を予定しています。

次に、マテリアルリサイクル推進施設建設事業については、実施設計が完了し指定確認検査機関より建築確認済証が4月26日付けで交付され、5月9日より建設地において準備作業が始まったところであります。

次に、し尿・浄化槽汚泥処理施設更新事業については、4月20日、湧別町開盛地区において、2回目の住民説明会を行ったところであり、今後も類似施設の見学を行うなど地域住民の不安を取り除くよう努めてまいります。

また、ごみ焼却施設事業等につきましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており円滑な処理が行われている状況であります。

続いて、消防関係につきまして、御報告いたします。

4月末日現在の火災発生件数につきましては、建物火災が2件、車両火災が1件、その他火災が1件の合計4件で、昨年同時期と比較しますと5件の減少となっております。

同じく、4月末日現在の救急出場状況につきましては、出場件数が558件、搬送人員は527人であり、昨年同時期と比較しますと、出場件数が51件、搬送人員が48人、それぞれ増加となっております。

次に、今議会に提案致しました議案の大要について、御説明申し上げます。

議案第1号から第3号までは、各種団体の「規約の変更について」であります。

議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、議案第2号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」、議案第3号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」は、それぞれ構成団体について、1団体の加入に伴う規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するものであります。

議案第5号及び議案第6号については「財産の取得について」であります。

議案第5号は、湧別町消防団芭露分団に配備しております消防ポンプ自動車の更新、議案第6号は、遠軽町消防団第2分団に配備しております小型動力ポンプ付積載車の更新に伴い、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます、第2回遠軽地区広域組合議会臨時会にあたりましての御挨拶といたします。

○議長（杉本信一君）

日程第4、議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」。

日程第5、議案第2号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」。

日程第6、議案第3号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」。

以上3件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。

提案理由といたしましては、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、北海道市町村職員退職手当組合理約、新旧対照表をお開き願います。

別表（2）「一部事務組合及び広域連合」の表、上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります、別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について御説明いたします。

提案理由といたしましては、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、新旧対照表をお開き願います。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります、別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号北海道市町村総合事務組合格約の変更について御説明いたします。

提案理由といたしましては、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合格約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、北海道市町村総合事務組合格約新旧対照表をお開き願います。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長(杉本信一君)

これより、一括上程いたしました、議案3件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について」の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

これより、議案第3号「北海道市町村総合事務組合格約の変更について」の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました、議案3件を採決します。

採決は、上程の順により案件ごとに行います。

これより、議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第4号遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽地区広域組合個人情報保護条例新旧対照表をお開き願います。

第2条、定義について、第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律、第2条第9項」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第4号「遠軽地区広域組合個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号「財産の取得について」。

日程第9、議案第6号「財産の取得について」。

以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第5号財産の取得について次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、湧別町消防団芭露分団に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の消防ポンプ自動車CD-I型を購入するものであります。

2、取得する財産は、消防ポンプ自動車CD-I型、1台。

3、取得方法は、指名競争入札で、4月25日に指名業者4社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、2,959万円、税込であります。

5、取得の相手方は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社、代表取締役、山崎広志です。

納期につきましては、令和5年3月15日まで、入札状況につきましては、入札状況調書、番号1番に記載しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第6号財産の取得について次のとおり財産を取得することについて、遠軽地区広域組合の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、遠軽町消防団第2分団に配備しております、現有車の更新時期が到来したため、最新鋭の小型動力ポンプ付積載車を購入するものであります。

2、取得する財産は、小型動力ポンプ付積載車、1台。

3、取得方法は、指名競争入札で、4月25日に指名業者4社による入札を行い、仮契約を締結したものであります。

4、取得価格は、1, 746万8千円、税込であります。

5、取得の相手方は、札幌市白石区東札幌2条1丁目5番5号、北海道ドライケミカル株式会社、代表取締役社長、藤井良孝でございます。

納期につきましては、令和5年3月15日まで、入札状況につきましては、入札状況調書、番号2番に記載しておりますので、御参照願います。

以上であります。

よろしく、御審議のほどお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、一括上程いたしました、議案2件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第5号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号「財産の取得について」の質疑を終わります。

次に、議案第6号「財産の取得について」の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました、議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により案件ごとに行います。

これより、議案第5号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会を閉会いたします。

10時22分 閉会

議長

杉本 信一

議員

村田 一志

議員

黒坂 貴行